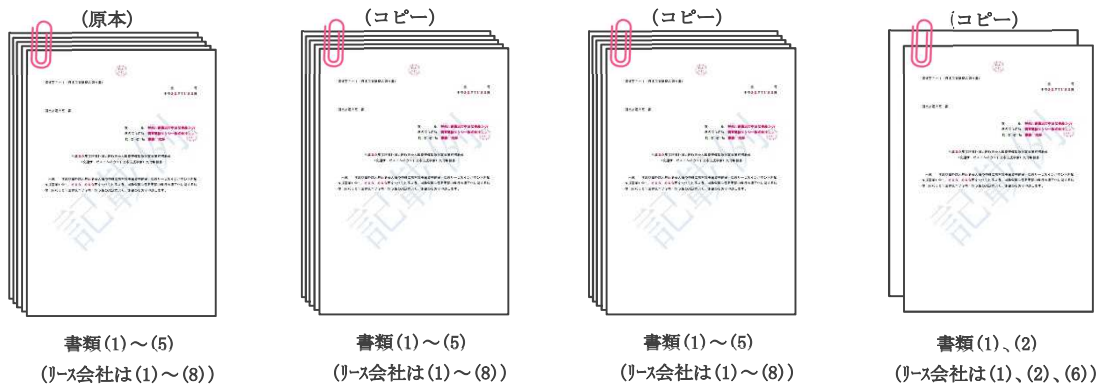


補助金交付申請書の提出について

補助金の内示を受けた方は、2 定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する車両を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)及び(7)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付申請書（様式第4-1）
- (2) 令和2年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進事業）交付申請事業（様式第4-1別紙2）
- (3) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画
 - ・要綱に基づき協議会を開催し、生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）を交付申請書に添付する必要がありますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、
 - ① 交付申請時までに対面による協議会開催が困難である場合は、同協議会の開催を書面（メール等の方法も含む）にて行う場合も可
 - ② 生活維持改善計画の（案）を添付すれば協議会が未開催でも交付申請は可（年度内に計画を追認する協議会を開催すること）とします。
- (4) 購入予定の自動車の見積書
- (5) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (6) 貸与する車両・船舶の状況（様式第 4-1 別紙 2-2）
- (7) 自動車リース見積書
- (8) 自動車リース料金算定根拠明細書

※その他、補助金交付申請にあつては、上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- サポカー補助と併用はできないため、申請者がサポカー補助を利用しない意思があることを確認するための宣誓書